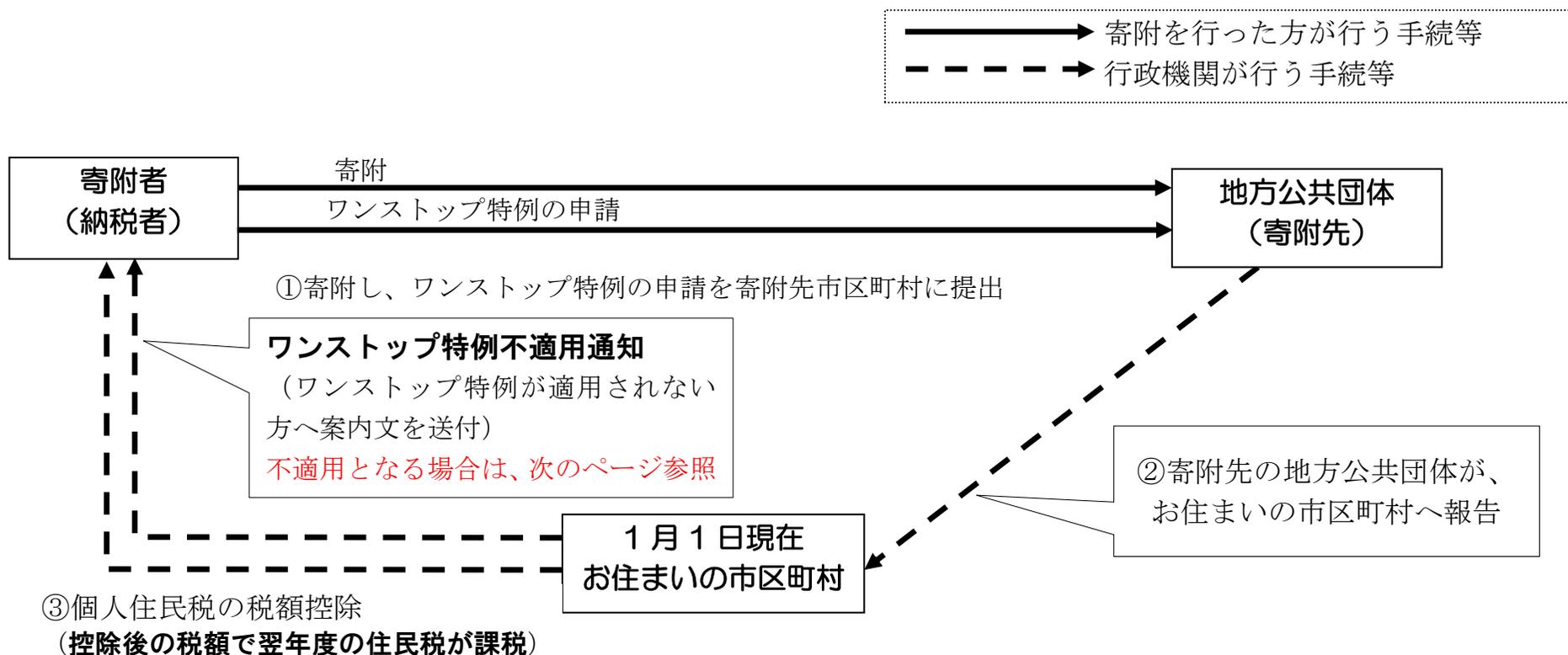


寄附金税額控除の手続の流れ（ワンストップ特例制度）

- ワンストップ特例を寄附先の地方公共団体へ申請することで、確定申告をしなくても、寄附金税額控除を受けることができます。
- 確定申告をする予定の方（医療費控除や住宅ローン控除の追加等）、確定申告の義務がある方（営業、不動産の収入がある方や、給与を複数の事業所から得ている方等）又は6団体以上に対して寄附をする方は、ワンストップ特例が適用されないため、ワンストップ特例を申請せずに、確定申告内において、寄附金控除として申告をしてください。
- ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。



ワンストップ特例制度が適用されない方

- ・ **確定申告をした方（医療費控除や住宅ローン控除の追加等）**
- ・ **市・県民税申告をした方**
- ・ **確定申告の義務がある方（営業、不動産の収入がある方や、給与を複数の事業所から得ている方※等）**
※ 所得の金額によっては、確定申告の義務がない場合もあります。
- ・ **6団体以上にワンストップ特例を申請した方**
- ・ **寄附先に届け出た住所が、翌年1月1日に居住している市町村と異なる方**

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。